

議会改革検討委員会

第8回報告書

【報告事項】

市民（議会）報告会の検討

平成30年 2月14日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、検討委員会としての結論に至った。

- ・ 議会報告会自体は意義のある活動であるが、本市での実施に当たっては、運営組織の構成に関すること、会場設営や資料準備等に関すること、報告会当日の運営や議員の発言に関することなど、議会全体で詳細に協議し意思決定することが必要な課題が多くあるため、まずこれらの課題を取り除いた上で、実施の可能性について検討すべきである。
- ・ また、議会報告会という形式にこだわらず、議会かわさきなどの広報媒体の充実や、委員会室におけるインターネット中継のさらなる活用など、他の手法による「開かれた議会を促進するための取組」を模索するべきである。

2 議論の概要

(1) 議会報告会を取り巻く現在の状況

- ・ 議会報告会とは、市政や議会活動について地域住民に報告するとともに、地域住民との意見交換を通じて政策形成に資することを目的として実施される議会の広報広聴活動の一形態である。
- ・ また、議会報告会は、会派や個人の報告会とは異なり、議決機関としての議会が主体であるため、議員の個人的意見は控えることが通例となっている。
- ・ 全国の自治体議会において、議会報告会またはそれに類する会議を実施している議会は半数近くあり、比較的、中小規模の市区町村において、活発に開催されている。これらの議会の中には、平成の大合併で議員が不在となった地域を含む議会もあり、議会の活動を市民に伝える場を設けたいとの思いから始めた都市も多いとのことである。
- ・ 政令指定都市では、現在実施している3市（新潟市、堺市及び北九州市）のほか、過去には3市（名古屋市、京都市及び神戸市）で開催した経過があるが、参加者数の減少や費用負担の問題等の理由により、現時点では開催を見合わせている状況と伺っている。
- ・ 議会報告会の効果として、直接市民に対する議会活動の報告や意見交換を行うことにより、議会を身近に感じ、広く市民の意見を聴取することができること、市政に関心を持っていただくとともに、開かれた議会の実現につながること等が挙げられる。
- ・ その反面、課題として、徐々に参加者も減少し、固定化される傾向があること、議会に対する批判や住民の利害関係に関する要望が意見の中心となり、建設的な意見交換等が行われなくなる恐れがあること、市長が実施不可と判断した案件が取り上げられた場合、議会としての対応が

困難であること等が挙げられる。

- ・ 以上のような現状の報告を受け、検討委員会では、本市における議会報告会の実施について、実施の意義、実施による効果、実施準備の内容及び議会報告会の運営等に関する調査・研究を行い、議会報告会の実施の必要性に関する協議も併せて、詳細に検討を進めていくこととした。

(2) 議会報告会の必要性に関する議論

- ・ 議会報告会は、議会で決定された内容を議員から説明し、その後市民からの疑問・質問に答えるという形が一般的であるが、議会における決定事項が必ずしも市民の興味を引くものとは限らず、一方的な報告の場になりかねないため、適切な実施方法について、慎重に検討する必要がある。
- ・ むしろ、議会の決定事項を報告する報告会形式での実施よりも、市政に関わる様々なテーマ（子育て、介護、教育など）について、市民がどのように考えているのか、テーマごとの意見交換の輪の中に議員が入り、市民の意見を聴取するような意見交換会とすることにより、参加人数の増加や活発な議論が期待できるのではないかと考える。
- ・ 他都市においては、過去に報告会形式で実施していた都市が、開催内容等について様々な試行錯誤を行った結果、意見交換会形式での開催に移行している傾向があることから、本市においては意見交換会形式での実施を検討してはどうか。
- ・ 議会報告会を実施する際には、報告・説明の場面ではプレゼンテーション能力が必要であり、また、意見交換会形式を選択した場合には、議員がファシリテーターの役割を果たすことが想定されることから、ファシリテーション能力も必要となる。そのため、各議員のスキルを向上させる方策を講じなければならないと考える。
- ・ 議会報告会は議決機関としての議会が主体となり実施することから、議会で協議され決定された内容を報告する場とするべきであり、議員自らの個人的見解を述べることは適切ではないと考える。
- ・ また、それぞれの議員・会派で政策や市政への意見・考え方が異なる中で、議会として説明しなければならない場面にも備えなければならない。
- ・ 麻生区では例年、市民団体と区選出議員の共催で「議員と語る会」を開催しているが、参加者の固定化等の課題があり、今後の効果的な運営方法を模索している状況である。
- ・ 過去、他の区においても市民と議員が懇談する場は設けられていたが、主催者の高齢化等の理由により、継続が困難な状況に陥ったため、現在は麻生区で実施されているのみである。
- ・ 市内の地域特有の課題等についても、議会報告会でテーマとして取り上げることにより、様々な観点から市民意見を聴取することができ、また、政治への関心を向上させる効果も期待できるのではないかと考える。

- ・ 現在、本市では本会議や委員会でのインターネット中継を実施しており、開かれた議会の実現に向けて様々な取組を進めているが、そのような中、議会報告会の実施による効果がどの程度あるのかについて、懐疑的な意見もある。
- ・ 無党派層の市民に対し、議会の活動を通して市民へ還元された内容などを説明する機会として、議会報告会は非常に有効な取組であるが、同時に、多様な議員の意見を「議会という一人称」で集約することができるか否かが、実施に向けての大きな課題であると考ええる。
- ・ 議会報告会の実施に当たっては、具体的な運営方法や、運営に係る費用負担などについて、課題への対処方法を一つ一つ明らかにした上でなければ、運営時に大きな混乱を招く恐れがあるため、実施の検討の際には、詳細な部分を具体的に協議し決定した上で、実施に踏み切るか否かを定めるべきである。
- ・ しかしながら、議会報告会を実施するか否かの判断は、その実施形式によらずに行うべきであるという意見もある。
- ・ 「市民に議会の活動内容を伝えたい」という目的については意見が一致している。開かれた議会を実現する手法の一つとして、議会報告会の検討を提案したが、形式にこだわることなく、より適切な手法を模索していきたいと考える。
- ・ 資料に基づいた議論のみで、議会報告会が開かれた議会を実現する手法として有効か否か判断することは非常に困難であるため、実際に議会報告会を行っている都市の現状を調査・研究する必要があるのではないかと。
- ・ 他都市における議会報告会等の活動を調査・研究することにより、実施に向けた課題への具体的な対処方法などを参考にすることができるものと思われる。
- ・ 以上の議論から、検討委員会では、他都市における議会報告会の実施状況及び運営方法等を調査・研究するため、秦野市議会及び小田原市議会を視察することに決定した。

(3) 秦野市議会及び小田原市議会への視察による調査

本市の近郊で議会報告会を実施している事例の調査・研究のため、平成29年8月1日、秦野市議会及び小田原市議会を視察し、議会報告会の実施状況及び運営方法等について調査した。

ア 秦野市議会

対応者 議員：議長

職員：議会事務局長、参事兼次長、次長代理

- ・ 議会基本条例では、「議会報告会の開催又は広報を行うことにより、活動の内容を報告又は説明する」ことを規定しており、必ずしも議会報告会の開催を義務付けるものではないが、平成24年の第1回開催

以降、改善を重ねながら内容を修正しつつ継続的に開催している。

- ・ 議会報告会では、定例会における審議内容や予・決算の内容等について議員から報告した後に、市民との意見交換の時間を設けている。また、平成27年には、外部講師を招いて地方創生関連の講演会を行った。
- ・ 例年、複数会場で実施しており、各会場で数人から60人程度の市民が参加している。
- ・ 議会報告会の開催前には、市内にある小田急線の駅（4カ所）において、開催案内のビラを配布し広報に努めているが、最近では参加者数が伸び悩んでいる状況である。
- ・ 開催日程及び開催場所については、できるだけ多くの市民から意見を聴く機会を確保するため、全議員を複数の班に分担し、同一日程において複数の会場で開催する形式を採用している。
- ・ 地域特有の課題をテーマとして掲げたことから、テーマへの関心が強く状況等を把握している地元議員が対応するのが適切であると考え、極力、各議員を出身地区に近い開催場所に配置するよう、班構成について配慮している。
- ・ 議会報告会の実施に向けた準備は、主に議会報告会準備委員会が中心となって進めているが、全議員を班に分担した後は、各班がそれぞれ主体的に準備を進めている状況である。また、資料作成についてはパワーポイント等の技術に長けた議員が主導する形で行っている。
- ・ 議会報告会の事前準備や当日の運営に至るまで、議員が主体的に行っており、事務局は特段、関わっていない。
- ・ 議員は、会派・党派を超えた議会議員としての立場で出席しており、個人的見解の発言は控え、議会で決定した事項についてのみ発言することとしている。しかし、議会の権限の範囲を超えた質問をされることや、個人的見解について回答を求められ、対応に苦慮することもある。
- ・ 議会報告会の効果として、議会を身近に感じることができ、議員が直接説明することで、議員に対する信頼につながる事が挙げられる。
- ・ 今後の課題としては、参加人数の減少への対応、開催方法・対象・周知方法の更なる充実が挙げられる。

イ 小田原市議会

対応者 議員：広報広聴常任委員長

職員：議事調査担当課長、議事調査係長、議事調査係職員

- ・ 議会基本条例では、議会報告会を「必要に応じて」実施することとしており、平成25年から開催している。
- ・ 議会報告会に関する事項については、広報広聴機能の強化の観点から設置された「議会広報広聴常任委員会」において、議会だよりやイ

インターネット中継の実施等と併せて取り扱っている。

- ・ 議会報告会では、定例会における審議内容等について議員から報告した後に、意見交換の時間を設けているが、平成28年には内容を変更し、市内で最も関心の高いと思われるテーマ「南足柄市との合併問題」について取り上げ、大学教授を招いてシンポジウムを実施したところである。
- ・ 市議会シンポジウムは、「県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会」が主催する形で開催し、大学教授を招いてテーマに関する基調講演を受け、その後の意見交換会を議会広報広聴常任委員会が開催するという、二部構成で実施した。
- ・ 議会報告会は、企画・立案から当日の資料作成・進行に至るまで、議員が行っている。ただし、平成28年のシンポジウムについては特別委員会の一部との位置付けであったため、事務局も必要最小限の範囲で補助した。
- ・ 平成27年までは2会場で実施しており、各会場で30人から80人程度の市民が、また、平成28年のシンポジウムでは100人超の市民が参加した。
- ・ 参加者の7～8割が固定層であり、議会からの報告内容にかかわらず、自分の意見を表明するために参加している状況である。議員の個人的見解を求められることも多く、そのような場合は議長が一括して議会としての見解を述べることとしている。
- ・ 議会報告会で聴取した意見は、特段、執行部側への伝達は行っていないが、議会として受け止めていることを示すため、市議会のホームページに掲載している。
- ・ 議会報告会においてテーマを設定することは、意見交換の内容が散漫になることを防ぎ、建設的な意見交換を行うために必須であると考えられる。
- ・ 今後の課題としては、参加人数の減少への対応、テーマ設定が非常に困難であること、効果的な広報広聴機能の実現が挙げられる。

(4) 議会報告会の実施に関する検討

- ・ 秦野市議会及び小田原市議会への視察により、実際に議会報告会を実施しているからこそ直面する様々な課題及びその具体的な解決方法や、準備から当日の運営に至るまでの対応などを直接議員から聴くことができ、参考になった。議会報告会の実施に当たっては、資料の作成・準備や案内ビラの配布、テーマの設定に係る検討、当日の運営など、これまで想像していた以上に議員の負担が大きいため、実施するからには相当な覚悟を持って当たらなければならないということが理解できた。
- ・ 秦野・小田原両市議会とも、議会報告会は機関としての議会が主体となって報告を行う場であるため、市民から個人的な意見を求められた場合でも、極力控えることとしているとのことであった。市民からすれば

案件に対する議員個人の見解を聴きたい場面もあると思われるため、そのような観点からすると、市民が期待するような議会報告会を実施できるのか否かについて、更なる検討が必要である。

- ・ 議会主体の報告会を実施するには、発言内容は議会における決定事項に限定されることとなるため、議員の考え方によっては、自身の認識との乖離も大きくなるものと思われる。
- ・ 視察対象の2都市と本市の人口規模を比較すると、約10倍程度の違いがあるため、人口規模の面からも、議会報告会という形式が適切か否か、検討する必要があるものと思われる。
- ・ 両都市とも、運営主体となる委員会を設置し、実施に向けた準備等を行っていたことを鑑みると、本市で実施する場合にも同様の組織を立ち上げ、議員間の認識の共有についても努めながら、運営に係る具体的な内容の検討を行っていくべきではないかと考える。
- ・ 視察により、議会報告会を実施している都市においては運営に関して相当な負担があることが明らかになったため、本市での実施については慎重に検討する必要があると思われる。しかしながら、他都市の運営方法を踏襲する必要はなく、本市の状況に合わせた運営を行うべきであり、工夫の余地はあると考える。
- ・ 両都市とも、議会報告会を開催した当初は議会の審議状況等の報告のみを行っていたが、既に審議が終了した結果についての報告であるため、報告後の市民との意見交換においても、市民の意見を受け止めるのみであったと伺っている。
- ・ 本市では従前から本会議や委員会でのインターネット中継等を実施しているが、これらの開かれた議会の実現の手法と議会報告会の位置付けを再度検討すべきであると思われる。
- ・ 個人や会派による報告会を既に実施している中で、議会総体としての議会報告会が本当に必要なのか、改めて考えてみるべきである。
- ・ そもそも、開かれた議会を目指す一つの選択肢として俎上に上げた経緯があり、今日までの間、委員会でのインターネット中継や市議会御意見箱の設置など、様々な形で広報広聴機能の充実に繋がる取組を行ってきたが、議会報告会の実施に当たっては、他都市視察からも運営上の課題等が多く確認できた現状においては、更なる検討が必要であると考えられる。したがって、形式にこだわらず、個人や会派による報告会など、既にある様々な機会を積極的に活用していくことをまず優先すべきではないかと考える。
- ・ 一方で、インターネット中継等の取り組みは、開かれた議会の実現手法として非常に効果的であるが、インターネット中継を閲覧することができない環境の市民への配慮や、議会かわさき等の広報媒体の充実などを並行して取り組んでいく必要があるものと思われる。
- ・ 個人や会派による既存の報告会において、議員それぞれが市民に対し、自分の考えや議会における発言内容を報告することは、市民が本当に聞

きたいことについて率直な意見交換を行うことができる機会となると思われる。

- ・ 市民が主体となって運営している報告会・懇談会に議員が招かれた場合、参加に際し何ら制約を受けるものではないが、開催に関し議員側も協力できる余地はないか検討すべきである。
- ・ 以上の協議の結果、検討委員会では、議会報告会は、開かれた議会の実現という視点では意義ある活動ではあるが、本市で実施するにはまだ解決しなければならない様々な課題があること、また、議会報告会という手法にこだわらず、他の手法で開かれた議会を実現するための取組を模索していくことも必要であることの2点を確認した。

提案内容の要旨（市民（議会）報告会の検討）

提案会派	要 旨
自民党	<p>本市議会を、市民に開かれた議会とするための手法のひとつとして、議会における議員の活動を直接市民に伝える市民報告会を検討してはどうか。</p>
民進みらい	<p>議会報告会を制度化することにより、市民に対し議会における議員の活動を直接伝える場を設けていきたいと考える。</p>

議会報告会の概要

1 議会報告会とは

「市政や議会活動について地域住民に報告するとともに、住民との意見交換を通じて政策形成に資することを目的として実施される議会の広報・広聴活動の一つの形態である。」（地方議会総合研究所研修「議会改革の実践手法と課題」より）

<議会報告会と、議員・会派による報告会との相違点>

	議会報告会	議員・会派による報告会
特 性	機関として	個人・会派として
機 能	議会からの政策サイクルの契機としての広報・広聴	個人・会派としての広報・広聴
参加者	不特定多数（特定団体との意見交換会では特定）	支持者・あるいは関心ある者
個人の見解の表明	基本的に述べない	個人・会派の見解中心
選挙時の参考	比較が可能	支持の拡充・強化
備 考	議会だより、HP等で補完	個人・会派の議会報告、HP等で補完

（江藤俊昭「議会改革の第2ステージ」より）

2 各自治体における実施状況（早稲田大学マニフェスト研究所「議会改革度調査2015」より）

<議会報告会の開催状況>

開催している	47%	(1,410 議会のうち 668 議会)	
開催していない	今後の実施が決定		3%
	開催を検討中		9%
	実施予定なし		41%

<自治体区分別の開催率>

都道府県	34%
市	55%
区	17%
町	42%
村	24%

<年間開催数>

年1回	65%
年2回	21%
年3回	3%
年4回	5%
年5回以上	5%

※同一テーマについて複数会場で開催する場合は1回とカウント

<平均参加人数（1会場あたり）>

～10人	15%
～20人	35%
～30人	22%
～40人	9%
～50人	6%
～60人	4%
～70人	1%
71人以上	6%

3 議会報告会の効果と課題

【効果】

- ・ 直接市民に対して議会活動の報告や意見交換を行うことにより、議会を身近に感じ、市政に関心を持ってもらうとともに、広く市民の声を聴くことができる。
- ・ 開かれた議会及び議会力の向上につながり、市民が議会に関心を持つきっかけとなる。

【課題】

- ・ 徐々に参加者が減少し、固定化される傾向がある。
- ・ 議会に対する批判や、住民の利害関係に関する要望が意見の中心となり、建設的な意見交換等が行われなくなるおそれがある。
- ・ 市長が実施不可と判断した案件がテーマとして取り上げられた場合、議会としての対応が困難である。

(※議会局による他都市調査 及び 地方議会総合研究所研修「議会改革の実践手法と課題」より)

政令指定都市における議会報告会の状況

1 議会報告会の実施状況

現在実施している	3市	新潟市、堺市、北九州市
過去に実施していた	3市	名古屋市、京都市、神戸市
実施したことがない	14市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、大阪市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市、川崎市

2 年間開催回数

1回	3市	京都市(26年度)、堺市、神戸市(27年度)
3～4回	2市	名古屋市(24年度)、北九州市
16回(8カ所で年2回)	1市	新潟市

3 参加住民数(1回当たり)

10人～40人	2市	堺市、北九州市
80人以上	4市	新潟市、名古屋市、京都市、神戸市

政令市における議会報告会等の実施状況について

1 現在、実施している都市

都市名	開始年度	運営主体	実施する際の会の名称	条例、運営に関する申合せ、設置要綱等	実施回数	参加者数				報告会の主な内容
						議員	議会局職員	当局職員	住民等	
新潟市	24年度	広報委員会 (任意組織)	議会報告会	<ul style="list-style-type: none"> ■議会基本条例 ■議会報告会実施要領 	16回(市内8区で年2回実施)	各区6~7人+他区担当の議員が相互支援として2人	1人	-	○1回目:40人、141人、8人、26人、7人、19人、25人、20人の合計286人(ほか傍聴者18人) ○2回目:16人、54人、16人、18人、24人、27人、31人、24人の合計210人(ほか傍聴者18人)	<ul style="list-style-type: none"> ■主な事業等、テーマを設定して報告 ■その他(テーマを設定し、グループワーク形式で意見交換を実施)
堺市	24年度	議会力向上会議(地方自治法に基づく協議等の場として会議規則に定める会議)	議会報告会	<ul style="list-style-type: none"> ■議会基本条例 	1回	31人	14人	-	31人	<ul style="list-style-type: none"> ■議会改革の取組み ■決算審議に関する報告(委員会別) ■質疑応答 ■意見交換会 ■8月定例会上程議案の審議結果の報告
北九州市	23年度	決算特別委員会(特別委員会)	議会報告会	<ul style="list-style-type: none"> ■議会基本条例 ■議会報告会について ■議会報告会実施細目 	3回(同日実施)	①8人 ②8人 ③8人 ※オブザーバーとしては自由参加	①6人 ②4人 ③7人	-	①約20人 ②約10人 ③約40人	<ul style="list-style-type: none"> ■決算審議に関する報告(委員会別) ■質疑応答 ■意見交換会

2 過去に実施していた都市

名古屋市 ※24年度実施	※22年度は市内5か所で実施	市議会	議会報告会	<ul style="list-style-type: none"> ■議会基本条例 	4回(うち1回は同日実施)	①13人 ②13人 ③27人 ④24人	①4人 ②4人 ③5人 ④5人	-	①80人 ②150人 ③90人 ④130人	<ul style="list-style-type: none"> ■市議会の仕組みや概要 ■質疑応答 ■なごや子ども市会 ■議員総会
京都市 ※26年度試行実施	-	市会改革推進委員会(任意組織)	議会報告会	-	1回	54人(うち19人は運営担当)	25人(うち8人は運営担当)	-	124人	<ul style="list-style-type: none"> ■市議会の仕組みや概要 ■議会改革の取組み ■質疑応答
神戸市 ※27年度試行実施	-	未来都市創造に関する特別委員会(特別委員会)	市民報告会	-	1回	15人(ほか議長含め議員32名が傍聴)	-	-	190人	<ul style="list-style-type: none"> ■主な事業等、テーマを設定して報告 ■質疑応答 ■その他(委員会が招致した参考人によるパネルディスカッション)

秦野市及び小田原市における議会報告会の実施状況

	秦野市	小田原市
人口	約 16 万人	約 19 万人
議員定数	24 人	28 人
会派数	6 会派・無所属 1	7 会派
議会報告会の根拠	議会基本条例（平成 23 年制定）	議会基本条例（平成 25 年制定）
根拠条文の内容	「議会報告会の開催又は広報を行うことにより、活動の内容を報告又は説明すること」（第 3 条第 2 項）	「市民に対する議会報告会を必要に応じて開催すること」（第 7 条第 1 項）
運営主体	議会活性化特別委員会（平成 27 年度改選まで） 議会報告会準備委員会（平成 27 年度改選以降）	議会広報広聴常任委員会
開始年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加議員	全議員	全議員
過去の開催実績	①平成 24 年度 2 会場 ②平成 25 年度 2 会場 ③平成 26 年度 2 会場 ④平成 27 年度 1 会場 ⑤平成 28 年度 3 会場	①平成 25 年度 2 会場 ②平成 26 年度 2 会場 ③平成 27 年度 2 会場 ④平成 28 年度 1 会場
開催内容	① 議会報告（議会基本条例等）、意見交換 ② 議会報告（定例会審議内容等）、意見交換 ③ 議会報告（予決算等）、地域別テーマ、意見交換 ④ 議会報告（予算等）、講演会（地方創生関連）、意見交換 ⑤ 議会報告（決算等）、地域別テーマ、意見交換	① 議会報告（議会基本条例等）、意見交換 ② 議会報告（議会アンケート等）、意見交換 ③ 議会報告（定例会審議内容等）、意見交換 ④ 市議会シンポジウム（小田原市・南足柄市「中心市のあり方」について）、意見交換
参加者数	① 114 人（58 人、56 人） ② 61 人（26 人、35 人） ③ 64 人（40 人、24 人） ④ 80 人 ⑤ 109 人（42 人、63 人、4 人）	① 115 人（57 人、58 人） ② 65 人（39 人、26 人） ③ 112 人（44 人、78 人） ④ 104 人
議会報告会の効果	・議会を身近に感じることができる ・議員が直接説明することで、議員に対する信頼につながる	・シンポジウムの実施後に意見交換を行ったことで、テーマに関する建設的な議論ができた（平成 28 年度）
今後の課題	・参加人数の減少への対応 ・開催方法、対象（団体）、周知方法などについて、更なる充実が必須	・参加人数の減少への対応 ・テーマ設定の難しさ ・効果的な広報広聴機能の実現